

国の「年収の壁」対応における年収の特例的な取扱いについて

国の「130 万の壁」対応施策とは、人手不足による労働時間の延長などで収入が一時的に増加した場合に、事業主の証明に基づき、引き続き被扶養者として認定できることとする特別措置です。

健康保険の被扶養者の要件は、原則として年間収入が 130 万円未満（※）です。当組合では、被扶養者認定調査において、収入実績、雇用契約、今後の収入見込みなどを総合的に確認いたします。個別調査対象となった方には、ご状況に応じて提出書類をご案内いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※収入基準：60 歳以上または障害年金受給者は 180 万円未満

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者（配偶者を除く）は 150 万円未満

【一時的に 130 万円を超えた場合】

- 人手不足による労働時間の延長や臨時的な業務増加などで一時的に超えた場合は、その状況が確認できた場合には、引き続き被扶養者として認定します。
- 時給アップや所定労働時間・日数の増加などにより、通常どおりの勤務で収入超過する場合は該当しません。雇用契約書において通勤手当を含めて月額 108,334 円以上（※）の計算となる場合は、年間収入が 130 万円以上となる見込みと判断されるため、この特例の対象外です。（※60 歳以上の方は月 150,000 円）
- この特例は、原則として同一の方について連続 2 回（連続 2 年間）が上限です。

【検認時の手続き】

- 該当する方は、個別調査の回答の際に「一時的な収入増加」である旨をお申し出ください。
- ご提出書類は、当組合より個別にご連絡いたします。（雇用契約書・給与明細書・事業主の証明書等）
- 収入状況・雇用契約・生計維持関係などを確認し、当組合が扶養継続の可否を判断します。

※条件に該当しない場合は、事業主証明書などの書類を提出しても扶養継続は認められません。

※税法上の扶養や会社の家族手当とは取扱いが異なる場合があります。

【被扶養者に該当しない場合】

- 健康保険被扶養者減少届を会社の社会保険担当部門へ提出してください。当組合にて減少手続き完了後に、「健康保険被扶養者異動決定通知書」を交付いたします。
- パート勤務先での健康保険加入に該当しない場合は、国民健康保険への加入が必要です。お住まいの市区町村の役所にて加入手続きをしてください。
- 国民健康保険加入手続き時に必要な「健康保険喪失証明書」は上述の「健康保険被扶養者異動決定通知書」で代用可能な自治体もありますので、お住まいの自治体にご確認ください。「健康保険喪失証明書」はご希望の方のみ交付いたしますので、必要な方は会社の社会保険担当部門にお申し出ください。

※国民年金第 3 号被保険者であった方は、扶養から外れた日以後、原則として国民年金第 1 号被保険者への切替手続きも必要です。国民健康保険の加入手続きとあわせて、お住まいの市区町村の役所で手続きしてください。なお、勤務先で厚生年金保険に加入する場合は、勤務先を通じて手続きされます。